

第八十二号 二〇二五年二月発行

○発行 全国生活保護裁判連絡会

○事務局 つくし法律事務所

(〇七五 二四一 二二四四)

## 総会の(仮)報告 全体会・交流会の報告

事務局 吉田雄大

1995年に第1回総会が開催された全国生活保護裁判連絡会、2024年度の総会はちょうど30回目になります。2024年は「第30回総会記念」、2025年を「設立30周年記念」として、生保裁判連総会は2年連続して、創立の地京都で開催することになりました。

2024年10月27日(日)に花園大学返照館で開かれた第30回総会。午前が全体会、午後は二つの分科会に分かれて実施しました。

午前全体会ではまず、竹下義樹事務局長が「全国生活保護裁判連絡会の30年」と題する基調報告を行いました。長きに亘り訴訟ごと単発の弁護団があるに過ぎなかった時代を経た後、1993年の柳園訴訟勝訴判決を機として京都に誕生した生保裁判連が毎月の事務局会議や全国への支援等を通じ生活保護争訟に継続的に関わってきたことや、各地での総会・交流会を開催し、地域の取り組みと連動した活動を行ってきた様子が語られました。生保裁判連の活動が核となって生活保護利用者の権利保障のため学者・実務家・運動家・弁護士のネットワーク化が進み、日弁連での取り組み



や生活保護基準に関する集団訴訟等に結びついたことなどの大きな成果が得られた一方で、外国人の生存権など個別事件を超える新たな課題や人的・物的な裏付けの確保、そして次の世代に受け継ぐための取り組みの必要など、さまざまな問題点も浮き彫りになっています。

続いて「生活保護レジエンド」たちが語る「生活保護裁判」と題して、藤原精吾弁護士、高木健康弁護士、沼田崇子さん、そして小久保哲郎弁護士が順にリレートークを行いました。

藤原精吾弁護士は「社会保障裁判における生活保護基準裁判の現状と課題」と題して、自己責任論が社会にはびこり権利性が立法・行政のみならず司法の場でさえ十分承認されてきたとは言えない生活保護裁判の特徴を押しさえた上で、過去に社会全体を支配していた優生思想の誤りが公の場で正されるに至った旧優生保護法裁判の取り組みを紹介され、生存権の権利性を確立させるための示唆溢れるお話をされました。

次に高木健康弁護士が「北九州で生活保護とどう向き合ってきたか」と題して、かつて「闇の北九州方式」として全国を震撼させた北九州市で連続して発生した餓死事件や調査団、検証委員会などの活動を紹介され、さらに社会保障推進協議会(社保協)における長年の取り組みや112回(報告当時)にも及ぶ生

活保護110番などの活動が福岡高裁での勝訴を勝ち取った生存権(老齢加算)訴訟、そして実に100名以上の原告を擁して現に闘われている福岡県でのいのちのとりで裁判などに連綿と繋がっている様子が生き生きと語られました。

続いて沼田崇子さんが「ケースワーカーと生活保護裁判」と題して、通算22年間担われた生活保護ケースワーカーやその後の多彩なソーシャルワーカー業務の経験を中心に、青森県での生存権訴訟で地方の高齢生活保護利用者の生活実態を余すところなく証言するに至った経緯に加え、証言を経て「自身の仕事を振り返り得られたものなどについて語られました。生活保護でできることや利用できる制度の説明とともに、生活保護では「できない」ことについても根拠を示しながら丁寧に説明し、さらに「できない」と生活の苦しさを区別して対応することや、答えが見つからない事案であればあるほど経過報告を密にすることなど、対人援助に関わる全ての人のとって参考になる話ばかりでした。

締めを飾るのは小久保哲郎弁護士で、「生活保護の運動を前進させ、裁判を勝利に導くためには」と題して、生保裁判連設立と同年の1995年に弁護士登録された以降の生活保護の個別事件との関わりや、大阪弁護士会・日弁連や生活保護問題対策全国会議などさまざまな組織を牽引し、生活保護問題を社会に問うてきた活動の中で大切にしてきたことが語られました。法的分析と社会へのアピールを適時に行うとともにやり続けること、知恵を結集することに加えて「最後は自分が引き取る」覚悟や、貸金業法抜本改正を成し遂げたクレサ

ラ族の木村達也弁護士から受け継がれた「世の中変えよお思ったら気い狂わなあかんぞ」との金言なども紹介されました。尾藤廣喜代表委員による総括で、4人それぞれのお話しの意義や連動性などを整理するとともに、生保裁判連のみならず今後の生活保護問題に取り組む私たち一人ひとりが、全国各地に出かけていき交流することの大切さや財政確立の重要性などが確認されました。

## 第1分科会…扶養に関する分科会の報告

事務局 森田基彦

第1分科会は「妖怪の如き扶養を退治する」と題して扶養に関する3名の論者の報告・議論を行いました。

①扶養能力の調査について 生保裁判連事務局 林直久さん

生保裁判連事務局の林直久さんから、「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」(令和3年2月26日保護課事務連絡)を題材に現時点では、「扶養義務履行ができない者」の判断基準が明確化した結果、多くのケースで扶養照会を行わなくても良い運用(c.f.扶養義務者が非稼働者、高齢者等、関係不良、DVケース等)が期待でき、これにより、「国通知どおりに扶養調査を見直せば、経費節減して支援に時間が向けられる。監査でも評価される。そして、利用者にも喜ばれる。まさに三方良しである。」との報告がありました。他方、この通知が自治体に十分浸透さ



## 2024年裁判連総会を開催しました!

全国生活保護裁判連絡会では、記念すべき第30回総会・交流会を、2024年10月27日に開催しました。

第30回記念企画として、藤原精吾弁護士(堀木訴訟など)、高木健康弁護士(北九州市餓死事件調査団など)、小久保哲郎弁護士(生活保護問題対策全国会議など)沼田崇子さん(青森生存権裁判証人など)の4人による豪華トークショーで盛り上がりました。今号では総会の様子をお伝えします!

れておらず、現在でも無意味な扶養照会が行われ、保護申請者のみならず、自治体職員の業務を圧迫しているとのことです。

林さんは、生活保護法施行から73年を経ても、扶養義務の範囲を生活保持義務に限定しないのは国の怠慢であるとの見解を示されました。

②事例紹介「奈良県生駒市の引取り扶養をめぐる事例」

きずな西大路法律事務所水丸貴美子弁護士より奈良県生駒市における扶養に関する事例（保護申請却下処分取消訴訟、義務付け訴訟、仮の義務付け訴訟（後に国賠訴訟））報告をいただきました。

事例を簡略化すると、保護申請に対し申請者の母の引取援助（扶養）が見込めるといふ理由で申請却下処分になったケースを争ったものです。この申請者の母は高齢かつ認知症が進行しており自身の生活も困難な状態でした。この母に対し、生駒市福祉事務所職員が3人で訪問し扶養の可否を聞き取ったところ、母が申請者との同居意向を示したため親類縁者の引取を理由に却下されたものです。

その後、却下処分について、理由付記の不備、母の扶養能力の調査不実施、現実には引取扶養が実施されていないこと等を理由として審査請求の認容裁決がされたため、国賠に切り替えて訴訟を継続したところ、地裁は、却下処分については、引き取り扶養が実施されていないという生駒市が引き取りの実現可能性について具体的な調査・検討をしていないことについて過失・違法を認め、これに先立つ廃止処分については、被保護

者の保護辞退申出が任意かつ真摯な申出であったか、急迫状態に陥ると認められないかを確認すべきであるにも関わらず（これを行わず）廃止処分をおこなったことに過失・違法があると判示し請求を認容しました。双方控訴せず確定したとのことです。

生駒市の強引な措置に対して代理人が粘り強く訴訟を闘ったことが良い結果につながったものと思います。なお、弁護団が生駒市に対し、「本人への謝罪」と「検証と再発防止・改善策策定」について協議を申し入れたところいずれも生駒市は拒否したとのことです。

③報告「桐生市における扶養・仕送りを悪用した手法について」

立命館大学桜井啓太准教授による、桐生市の問題事例に関する報告がなされました。

桐生市では、2011年をピークに生活保護受給者が半減したほか、受給者に保護費を一括して支払わず1日1000円ずつ支給していた事実が判明し、多数の違法、不適切な運用が明らかになりました。

桜井先生によると、桐生市は境界層該当措置・扶養援助という仕組みを合わせた（マニアックで）高度な手法により、保護率を下げていたと推察されています。

境界層却下とは、通常の要否判定においては、最低生活費の水準に当該世帯の収入が満たない場合に要保護判定となりますが、最低生活費にギリギリ満たない収入がある世帯に対し、医療・介護に要する費用を下げることで保護を不要とする運用です。（介護保険のサービス利用料や介護保険料は減免される）

もともと、桐生市においては、単に「低生活費に満たない収入」のみでなく、扶養の強要や仕送り収入のカラ認定、つまり、実際には仕送りがされていないにも関わらず親族の扶養届のみで、扶養を認定し、これと収入をたすことにより境界層却下を行っているということ

です。すなわち、実現不可能な仕送りを計算に繰り込んで収入を計算し、かつ境界層の該当措置を行うことで保護申請を却下するということであり、申請者は本来保護を要するにも関わらず却下されていたということになります。

また、桐生市では高齢保護利用者が施設入所を契機に生活保護が廃止される事例が多発していた事実（20.3%）も明らかになっています。このケースにおいては、仕送り収入、溜まっていた預貯金を活用し、施設入所時の保護基準を超える「収入」を作り出し廃止していたとのことです。

桜井先生は、「桐生システム」の要因として、厚生労働省の通知や実施要領の書きぶりが、保護の実施機関が扶養の指導を行い、ときには扶養の強要を後押しすることができるといふような表現であること

を指摘され、自治体による制度の悪用を監視することの重要性を説明されました。また、林さんと同じく、生活保護制度が、親族扶養主義、家族主義からの脱却すべきことを示唆されました。

会場からも扶養に関する活発なご意見を頂きました。最後に、尾藤弁護士（助言者）より、日本においては扶養の観念が強いが、韓国では扶養を求めない制度に改められたことや、ドイツではほぼ扶養義務が求められないことなどを紹介され、日本においては夫婦別姓の問題にネガティブな意見も多く、「イエ」制度の崩壊を恐れる思想がまだ払拭されていないのではないという問題提起がなされました。

第1分科会は「妖怪の如き扶養を退治する」と題しましたが、「妖怪」とは、日本においては未だ根強い「イエ」幻想であるいは、「家族主義」であり、これに対する意識改革が必要なのかもしれないん。



## 第2分科会（加算問題）の報告

事務局 嶋田佳広

午後の第2分科会は、障害者加算をテーマとしておこなわれました。（報告（4本））

（1）一本目の報告は、鹿児島生活と健康を守る会連合会の祝迫加津子さんからです。祝迫さんからは、障害者加算の漏給について審査請求で是正が図られたケースについてお話をいただきました。

事案は以下の通りです。保護利用開始時点で精神3級の手帳をお持ちの方に

ついて、その後精神的不調が強くなり2級手帳の取得にいたり、手帳を取得した旨についてケースワーカーに手帳を持参して報告したにもかかわらず、ケースワーカーはただ報告を聞くのみであった。ご本人がケースワーカーに状況の確認をしたにもかかわらず「年金のところへ行ってください」というのみであった。その状態が1年以上続いた。

この事案に関わるようになった祝迫さんが市役所から事情等を聞き取ったところ、障害年金の受給資格がある可能性があるものの障害の認定日からかなりの年数を経過していることもあって診断書が得られず結果として障害年金の受給権がないことが判明し、手帳に基づいて障害者加算が認定されることになりました。しかし障害者加算が手帳取得時に遡って認定されなかったため、市のミスによるものであつて不当であるとして審査請求を提起し、ケースワーカーの杜撰な対応や実施機関として果たすべき役割などを主張するなかで、請求人側の主張をほぼ全面的に認めた裁決が鹿児島県知事から出されたという次第です。

祝迫さんからは、鹿児島県がこんなにちゃんとした裁決をしてくれたのにはびっくりしたが、あまりにも鹿児島市の対応が杜撰だったからだと云える

・行政不服審査法の改正もあつて、審査請求すると、以前は県の生活保護の担当のところによって審査されていたのが、直接の関係がない第三者の立場にある審理員のところに行くようになって、いろいろ口頭で質問ができるようになったことが大きい



きをしてくださいといわれ、確かにその場で申請して、もらったのでそれをもらったらどうなったかというところ、そのまま福祉事務所の職員から、あなたは役所に借金があります云々といわれ、当事者の方は、その借金という言葉に非常にショックを受け、それだったら返さなきゃいけないと、借金をしている状態なんて嫌だと思われたようで、先ほど受け取ったばかりの臨時給付金5万円の中から、4万9860円を福祉事務所にその場で返還したということです。

同様のことがもう一度繰り返され、つまり、手帳については年末に再取得の申請をして、その翌年に1級で交付となったが、福祉事務所は、その障害者加算の追加支給分4万9880円が支給されるもののやはり借金があるとかいってその場で返させたということです。

整理すると、要は手帳が失効していた間の障害者加算が削除され、返還金が生じたのでそういう扱いになったということのようです。

あまりにもやり方がひどいということで、古川弁護士および水間弁護士が当事者の代理人として関わるようになり、生駒市長に対してお金を返すよう交渉が始まります。市側は、加算を必要とする状況が手帳失効中もあったということとがわかったので調査しますなど分かったような分からないようなことをいっているものの、他の事件も扱っていることもあってこの際ということでも5月30日付で提訴に至りました。

古川弁護士からは、予想される争点について、今回でいうと手帳の単純な更新手続きの失念、形式的には手帳が失効していたという6ヶ月ほどの空白期間に

ついて、それに対応する形で加算が削除

されて、支給していた部分を返還させられたという問題、この点に関連する東京地裁平成31年4月の判決などによれば、実施機関の方にむしろ調査義務があるとして、仮にその手帳が空白期間が生じたとしても、その症状自体、その加算を必要とするような症状自体の軽減があったかどうかについて検診命令を出すなどして実施機関で調査することができるとし、それならばならないという旨の判決があることからも、今回はそれをしないにもかかわらず加算をしないというのはいかかなものか、という点、もう一つの焦点としては、やはり返還のさせ方のえげつなさをどう考えるか、といった点が示されました。

なお口頭で、10月22日になって市がご本人に返金したというようやりとりがあったことが補足されました。

《議論など》  
フロアからは、

・年金の申請は障害を持っておられる方にとつてはすごくハードルが高い。障害者手帳に関しては、病状で初めて医療機関にかかった初診から6ヶ月後に手帳が取れるが、精神障害を持っておられる方はうつ病とかパニック障害とかを抱えており、初診証明を取るところからはじめて、カルテ、障害年金の診断書をまず取って、年金加入や保険料納付の確認が必要。

・精神障害の加算は初診から1年半を経過してから書かれた診断書が必要だが、手続き上は下手したら初診から3年ぐらい経ってからしかつかないこともある。

といった実務上の難点が指摘されました。

た。

・堺市の事例で、障害者加算のうちの家族介護料が長年不支給になっていてケースについて支援をしている方から説明がありました。

・関連して障害者加算の支給漏れに関しては、神戸地裁で勝訴判決を受けた事件について紹介がありました。

以上、加算の分科会は内容も盛りだくさんでかつ実例に基づいた詳細な議論が展開され、論点がクリアになると同時に、障害者加算を巡る制度や実務の抱える問題点について理解が深まる内容となりました。あらためましてご参加いただいた各位に御礼申し上げます。



## 各地の 闘いの報告

### 鈴鹿市運行記録票提出指導違反処分 取消等請求事件

リベラ法律事務所

弁護士 芦葉 甫

#### 1 事案の概要

本件は、三重県鈴鹿市にて生活保護法による保護を受けている2人世帯の親子に対して、処分行政庁が自動車（ホンダ・フィット）の運転記録票の提出指導指示を行ったところ、提出しなかったことをもって生活保護停止処分とした事案である。

なお、母親は身体障害者手帳4級、息子は身体障害者手帳2級を所持する障

害者である。弁護士は、小久保哲郎弁護士、太田伸二弁護士、馬場啓丞弁護士と当職の4名である。

#### 2 裁判所の判断

##### (1) 原審（津地方裁判所）

原審は、生活保護停止処分の取り消しを認めるとともに、各自金10万円の損害賠償請求を認めた。

##### (2) 控訴審（名古屋高等裁判所） ※

現在、鈴鹿市が上告受理申立中  
原審判決を不服として、鈴鹿市が控訴をした。控訴審判決は、生活保護停止処分の取り消しを認めた原審を維持した。なお、国家賠償請求を認容した部分のうち、弁護士費用相当損害金について、認容額の1割にとどめる範囲で変更をした（原審は、認容額の10割であった。）。

#### 3 解説

(1) 原審及び控訴審を通じて、2つの点にポイントがある。

1つ目は、指導指示に基づく生活保護停止処分の違法性判断規範である。

控訴審は、「被保護者に対し、法27条に基づく必要な指導又は指示に従うべき義務に違反したことを理由としてその保護の変更、停止又は廃止をするに当たっては、当該指導又は指示の必要の程度やこれに対する違反の程度と、当該保護に関する処分をすることによって被保護者の生活に生ずる影響を考量し、その処分が適正な保護の実施のために必要かつ相当なものであることを要する」というべきであり、その必要性又は相当性を著しく欠く場合には、行政権の裁量の逸脱・濫用として違法となるというべきである。」と判示した。

2点目は、本件の指導の必要性等についてである。

控訴審は、「本件車両の利用目的を被控訴人子の通院に限定してそれ以外の目的だけの自動車の利用をしないよう指導すること、つまり、被控訴人母の通院のみの目的で利用することを制限する指導をすることが、当時必要であったとは考え難い。」「補足性の観点からみても、被控訴人らが本件車両を上記範囲で利用することを厳格に制限する指導を行う必要性は低かったというべきである。」「おのずと月に必要な運行距離は分かることからすると、被控訴人らの本件車両の利用状況を把握するため、被控訴人らに上記の各事項を全て正確に記録することを指示する必要性は、相当低かったというべきである。」と判示した。

#### 3 コメント

当職は、これまでに指示違反に基づく生活保護の廃止事件を何件か担当をした。指導指示が必要最少限度にとどめなければならない点（法27条2項）に触れたいうで、判断基準を構築しており、他の事案でも有用な規範とみて良いのではないかと思われる。

また、事例判断であるものの、本件において具体的な事情を考慮したうえで、指示の必要性が低いと断定的に指摘した点に意義がある。特に、原審及び控訴審は、通院のみに利用を制限した点を批判し、買い物に利用する点は、非難されるべきものではないと断定した点は、他の事案でも参考になると思われる（なお、厚生労働省は、令和6年12月25日、本件判決を踏まえて、買い物等への自動車利用が認められるなど一部自動車保有に関する通知内容を変更した。）。